CNIPA など 9 部門、知財権の保護強化に向けた実施計画を公表

2024 年 5 月 28 日
JETRO 香港事務所

2024 年 5 月 27 日、国家知識産権局（CNIPA）など 9 部門[1]が連名で、「**知的財産権保護システム建設プロジェクト実施計画**」（知识产权保护体系建设工程实施方案[2]）を公表した（成文日は 4 月 22 日）。

まず、建設目標として、①2027 年までの目標と②2035 年までの目標を掲げている。

① 知財権保護システムと保護能力の現代化の建設を大幅に進展させ、知財権に関する法律法規をより包括的かつ体系的にし、厳格な保護のための政策と標準をより健全にし、行政執行と司法保護をより厳格にし、より高い質と効率で授権や権利確認を行い、知財権の迅速かつ協調的な保護をより円滑にし、知財権分野における国家安全保障ガバナンスの基盤をより強固にし、社会的共同統治の相乗効果をさらに強化し、保護能力を大幅に強化する。また、国家、省、市、県レベルをカバーする知財権保護ネットワークを改善し、知財権保護の基礎をさらに強固にし、大規模な知財権保護の作業パターンを全面形成する。

② 知財権保護システムと保護能力の現代化を基本的に実現して、（政府がその任務と責任を果たし・法執行部門が厳格に監督し・司法機関が公平に司法を執行し・企業体が規制と管理を行い・業界組織が自らを規制し・社会が法律を誠実に遵守する）現代化された知財権保護統治システムを形成する。

具体的には以下の 7 つの方面において展開するとしている。

1. 知財権の保護政策・標準システム

知財権保護に関する政策の評価制度の制定、国家営業秘密保護革新パイロット事業の推進、展覧会における知財権保護ガイドラインの改正、大規模競技会における知財権保護ガイドラインの研究・制定、AI・遺伝子技術・ウェブ放送等の知財権保護規則の研究強化、データ知財権保護規範の構築の継続的な推進、等々

---

1 ほか 8 部門は、中央宣伝部、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、司法部、商務部、税関総署、市場監督管理総局。

2 ［原文］https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/5/27/art_75_192629.html

2. 知財権の法執行司法システム

高い水準の知財権裁判機関の構築による専門的な裁判制度の改善、知財権法院・知財権法庭の建設強化、国際知財権訴訟の優先地の創設、知財権侵害に対する懲罰的賠償制度の全面実施、悪意のある訴訟に対する処罰の継続推進、馳名商標の認定審査手続きの制定、医薬品専利紛争早期解決メカニズムの改善、等々

3. 知財権の権利付与・権利確認システム

2025 年までに発明専利の審査周期を 15 か月に短縮・（一般的な状況に符合する）商標登録の審査周期を 7 か月に安定・発明専利審査終了の正確率を 95%以上・商標審査ランダム検査合格率を 97%以上[3]、等々

4. 知財権保護の管理システム

知財権保護センター・快速維権センターの管理方法の改善、専利予備審査の状況監視・品質フィードバックのメカニズム構築、等々

5. 知財権保護の社会共同ガバナンスシステム

知財権紛争の調停組織の建設強化、知財権仲裁機構の建設強化、知財権分野における信用監督政策の制定、大学の知財権保護に関する政策の改善、知財保険商品の制度改善、社会全体の知財権保護意識の向上（大衆科学書やアニメ、短編ビデオ等）、等々

6. 知財権分野の国家安全ガバナンスシステム

知財権の外国移転に関する作業方法の適時改正、国家安全保障のための知財権政策の研究、財政資金によって設立された科学技術プログラムの知財権の管理強化、秘密専利審査・国防専利審査制度の改善、知財権保護分野の国際協力推進、グローバルな知財権グローバルガバナンスへの積極参与、知財権データ分野のセキュリティリスクに対する監督強化、等々

7. 知財権保護の能力援助システム

知財権紛争調停トレーニング基地の建設推進、知財権渉外人材の育成強化、知財権紛争オンライン訴訟審理の積極実施、等々　（以上）

---

[3] 「専利及び商標の審査に関する『第 14 次五ヵ年』計画」（2022 年 1 月 CNIPA）参照
［日本語仮訳］https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20220120_jp_1.pdf
［原文］https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20220120_cn_1.pdf